

第2回幕別町議会臨時会

議事日程

平成30年第2回幕別町議会臨時会
(平成30年5月10日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
5 内山美穂子 6 小島智恵 7 若山和幸
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
行政報告（町長）
- 日程第3 陳情第2号 株式会社忠類振興公社経営方針に関する十分な説明を求める陳情書
日程第3の2 閉会中の継続審査の申し出（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第38号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第39号 幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第40号 幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例
- 日程第6の2 議案第38号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第6の3 議案第39号 幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例
- 日程第6の4 議案第40号 幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例
(日程第6の2～日程第6の4 民生常任委員会報告)
- 日程第7 議案第41号 工事請負契約の締結について（春日東団地公営住宅7号棟建設工事（建築主体））
- 日程第8 議案第42号 工事請負契約の締結について（春日東団地公営住宅8号棟建設工事（建築主体））
- 日程第9 議案第43号 教育長の任命につき同意を求めることについて

会議録

平成30年第2回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成30年5月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 5月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長 合田利信 経 済 部 長 菅野勇次
建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 原田雅則
忠類総合支所長 伊藤博明 札 内 支 所 長 坂井康悦
教 育 部 長 岡田直之 政 策 推 進 課 長 谷口英将
総 務 課 長 新居友敬 地 域 振 興 課 長 川瀬吉治
糠内出張所長 天羽 徹 都 市 計 画 課 長 吉本哲哉
都市計画課参事 河村伸二
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
5 内山美穂子 6 小島智恵 7 若山和幸

議事の経過

(平成30年 5月10日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（芳滝 仁） ただいまから、平成30年第2回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、5番内山議員、6番小島議員、7番若山議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（芳滝 仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（芳滝 仁） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」が議長宛てに提出されていますので、お手元に配付してあります。
次に、4月27日、平成30年度第1回十勝町村議会議長会定例会が開催され、私が参加しております。その議案の抜粋をお手元に配付してあります。
後ほどごらんいただきたいと思います。
これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

- 議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
飯田町長。
○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、平昌オリンピック金メダリスト、高木菜那選手、高木美帆選手の凱旋パレード・町民報告会について、ご報告をさせていただきます。
去る4月22日に、町と「2018平昌オリンピック出場選手を応援する会」実行委員会の主催により開催いたしました凱旋パレードは、天候にも恵まれ町内外から約1万8,000人の観客にお越しいただき、あの平昌オリンピックでの喜びと感動を、再び多くの皆さんと共感することができました。加えて、お二人の凱旋を多くの町民の皆様とともに祝福させていただいた、町史に残る記念すべき一日となりました。
午後1時に札内コミュニティプラザをスタートした凱旋パレードは、横断幕を持ったスケート少年団などの子供たちを先頭に、陸上自衛隊第5音楽隊、両選手を乗せたオープンカーという隊列で、百

年記念ホールまでの約1.2キロメートルのコースを約1時間かけて行進いたしました。

菜那選手は二つの金メダル、美帆選手は金、銀、銅の三つのメダルを掲げ、時折手にメダルを持ちながら、沿道に詰めかけた多くの観客に、何度も「ありがとう」と満面の笑みで応えておりました。

また、両選手の要望でパレードコース途中に設置した「子どもふれあいゾーン」では、オープンカーからおり、約400人の子供たちとハイタッチや写真撮影をするなど、交流を楽しんでおりました。子供たちも、瞳を輝かせながらメダルに直接触れるなど、飛び切りの笑顔が非常に印象的であり、間近で見るゴールドメダリストに興奮しきりの様子でありました。

予定よりゆっくり進行したパレードは、ゴール地点である百年記念ホール前広場に到着し、特設ステージに登壇した両選手は、オリンピックでの応援やパレードに対するお礼を述べられ、用意されたくす玉を割るなど、両選手の活躍に対し、改めて「お帰りなさい」「ありがとう」などの大きな歓声に包まれる中、パレードは無事終了することができました。

その後、抽選によって選ばれた町民約700人が待つ百年記念ホールにおいて、町民報告会を開催し、お二人の偉大な功績をたたえ、特別町民栄誉賞を贈呈させていただいたところであります。

両選手からは、今回のオリンピックでの多くの応援に対し、感謝の気持ちが述べられ、その挨拶の中で「幕別町の出身でよかった。地元を誇りに思う」との言葉が述べられるなど、私たちの心に深く響くものでありました。

表彰後のアトラクションでは、姉妹が通っていたダンス教室の皆さんと一緒に、菜那選手、美帆選手がサプライズでダンスを披露し、会場を驚かせる場面もあり、元スピードスケート選手の三宮恵利子さんを進行役に迎えたトークショーでは、レース中の心境や今後の抱負、子供たちへのメッセージなどを話していただきました。

また、抽選に外れた方や、町外から来られた方のために報告会の様子を生中継したパブリックビューイングの会場も満員になるなど、盛況でありました。

今回の凱旋パレード・町民報告会を盛大に開催できましたのは、多くの町民の皆様の温かい声援はもとより、「2018平昌オリンピック出場選手を応援する会」実行委員会をはじめ、関係機関、町商工会、建設業協会のボランティアの皆様方の多大なご協力があったることと、心から感謝とお礼を申し上げる次第であります。そして、何といたっても、私たちにこの上ない喜び、感動、勇気を与えていただきました高木菜那さん、美帆さんに対しまして、改めて深く感謝を申し上げますとともに今後のさらなる活躍を期待するところであります。

以上、平昌オリンピック金メダリスト、高木菜那選手、高木美帆選手の凱旋パレード・町民報告会についてのご報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） これで、行政報告は終わりました。

[陳情付託]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、陳情第2号、株式会社忠類振興公社経営方針に関する十分な説明を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第2号、株式会社忠類振興公社経営方針に関する十分な説明を求める陳情書は、総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで、総務文教常任委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10:07 休憩

10:20 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程]

○議長（芳滝 仁） ただいま、お手元に配付いたしました追加日程のとおり、総務文教常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の申し出を日程に追加し、本会議で審査することに決定いたしました。

[閉会中の継続審査の申し出]

○議長（芳滝 仁） 日程第3の2、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長より、ただいま委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第4、議案第38号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第38号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、議案説明資料の1ページをごらんください。

本件につきましては、地方税法及び地方税法施行令等の一部が改正され、本年4月1日に施行されたことに伴いまして、所要の改正をするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第2条第1項につきましては、課税額について規定していますが、平成30年度から国保の都道府県単位化が図られ、北海道が国保の財政運営の責任主体となることに伴い、市町村が賦課・徴収する国民健康保険税を「国民健康保険事業費納付金」として、北海道に納付することとなるため、所要の改正をするものであります。

次に、2ページをごらんください。

第2条第2項につきましては、基礎課税額について規定していますが、課税限度額を現行の「54万円」から「58万円」に引き上げるとともに、同条第1項の改正に伴い、第2項から第4項までにおける引用条項を改めるものであります。

なお、本改正により、国保税全体の課税限度額は、現行の89万円から93万円になるものであります。

次に、第6条第1号につきましては、文言修正であります。

次に、3ページをごらんください。

第 26 条につきましては、国民健康保険税の減額について規定していますが、軽減後の基礎課税額の課税限度額を「54 万円」から「58 万円」に引き上げ、同条第 2 号では、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額としている「270,000 円」を「275,000 円」に、同条第 3 号では、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額としている「490,000 円」を「500,000 円」に改めるものであります。

次に、第 28 条の 2 第 2 項につきましては、解雇や倒産等によって失業した方が国民健康保険税の軽減を受ける際の申告手続について規定していますが、マイナンバーによる情報連携で離職理由が確認できる場合には、「雇用保険受給資格者証」の提示が不要となるよう改めるものであります。

次に、議案書に戻りまして、2 ページをごらんください。

附則についてであります。第 1 項は、施行期日を規定したものであり、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用するとするものであります。

次に、第 2 項は、適用区分について規定したものであり、この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 29 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 38 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、民生常任委員会に付託いたします。

日程第 5、議案第 39 号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例及び日程第 6、議案第 40 号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の 2 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 39 号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例及び議案第 40 号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 3 ページ、議案説明資料の 4 ページをお開きいただきたいと思います。

このたび、国において「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令」が 3 月 22 日に公布され、厚生労働省令で定める「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部が改正されたことから、関係条例につきまして、所要の改正を行うものであります。

なお、条例の改正内容につきましては、基準省令の改正内容と同様のものとなっております。

はじめに、議案第 39 号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の 4 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 6 条につきましては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準について規定するものであり、基準省令の改正に伴い、サービスの提供に当たる訪問介護員等の定義について改めるものであります。

次に、第 17 条及び 5 ページの第 40 条につきましては、所要の文言整理であります。

次に、第 47 条につきましては、指定夜間対応型訪問介護に係る基準について規定するものであり、基準省令の改正に伴い、サービスの提供に当たる訪問介護員等の定義について改めるものであります。

次に、6 ページから 7 ページにかけてごらんください。

第 60 条の 9 から第 60 の 20 の 3 までにつきましては、法律の引用関係の変更に伴う改正及び所要の文言整理であります。

次に、議案書に戻りまして、3 ページをごらんください。

附則についてであります。本条例における施行期日を公布の日からとするものであります。

次に、議案第 40 号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の 4 ページ、議案説明資料の 8 ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、議案説明資料の 8 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 5 条につきましては、介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る基本方針について規定するものであり、介護保険法の条項が整理されたことに伴い、本条例における同法の引用条項を改めるものであります。

次に、議案書に戻りまして、4 ページをごらんください。

附則についてであります。本条例における施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 39 号及び議案第 40 号の 2 議件については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号及び議案第 40 号の 2 議件については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 39 号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例及び議案第 40 号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例は、民生常任委員会に付託いたします。

ここで、民生常任委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10:30 休憩

11:15 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程]

○議長（芳滝 仁） ただいま、お手元に配付いたしました追加日程のとおり、民生常任委員会委員長から、付託しました議案第 38 号から議案第 40 号までの 3 議件についての審査結果報告書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号から議案第 40 号までの 3 議件を日程に追加し、議題とすることに決定い

たしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第6の2、議案第38号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例から日程第6の4、議案第40号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例」までの3議件を一括議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、岡本眞利子議員。

○9番（岡本眞利子） 朗読をもって、報告させていただきます。

平成30年5月10日

幕別町議会議長芳滝仁様

民生常任委員会委員長岡本眞利子

民生常任委員会報告書

平成30年5月10日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成30年5月10日（1日間）

2、審査事件

議案第38号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、条例の改正内容及び住民負担への影響等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成30年5月10日

幕別町議会議長芳滝仁様

民生常任委員会委員長岡本眞利子

民生常任委員会報告書

平成30年5月10日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成30年5月10日（1日間）

2、審査事件

議案第39号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成30年5月10日

幕別町議会議長芳滝仁様

民生常任委員会委員長岡本眞利子

民生常任委員会報告書

平成30年5月10日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議

規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 30 年 5 月 10 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 40 号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 38 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 39 号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 40 号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第 7、議案第 41 号及び日程第 8、議案第 42 号の 2 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 7、議案第 41 号及び日程第 8、議案第 42 号の 2 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第 7、議案第 41 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 41 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 5 ページ、議案説明資料の 9 ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、議案書の 5 ページをごらんください。

契約の目的につきましては、春日東団地公営住宅 7 号棟建設工事（建築主体）であります。

当工事につきましては、幕別町公営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年限を経過し、老朽化した春日東団地公営住宅の建て替えをするものであります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成 30 年 5 月 2 日に藤原工業株式会社、株式会社佐藤建設、有限会社北海技建工業、加藤建設株式会社、株式会社大野建設、株式会社萬和建設の 6 者によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、6,737 万 400 円をもちまして株式会社佐藤建設が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町旭町 24 番地 45、株式会社佐藤建設、代表取締役佐藤富士雄氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成 30 年 10 月 9 日までの予定であります。

次に、議案説明資料 9 ページの配置図をごらんください。

建設場所につきましては、平成 29 年度に建設いたしました 6 号棟の南側で、既存の 3 棟を解体した跡地に建設するものであります。

今年度は 2 棟建設し、北側が 7 号棟、南側が 8 号棟となります。

次に、10 ページの平面図をごらんください。

工事概要につきましては、木造、地上 1 階、延べ床面積 278.22 平方メートルの 1 棟 4 戸となる施設を建設するものであります。

施設の特徴といたしましては、2LDK 4 戸の住宅を建設するものであり、システムキッチンやユニットバスの設備に加え、台所、洗面所、浴室への 3 か所給湯設備を整備し、出入り口を引き戸にするなど、どなたでも使いやすい住宅となるよう、ユニバーサルデザインによる計画となっております。

また、台所を対面キッチンにすることで、子育て世帯に配慮した住宅となっております。

次に、11 ページの立面図をごらんください。

主な外壁の仕上げは、耐候性にすぐれているガルバリウム鋼板としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 42 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 42 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 6 ページ、議案説明資料の 9 ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、議案書の 6 ページをごらんください。

契約の目的につきましては、春日東団地公営住宅 8 号棟建設工事（建築主体）であります。

当工事につきましては、幕別町公営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年限を経過し、老朽化した

春日東団地公営住宅の建て替えをするものであります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成 30 年 5 月 2 日に藤原工業株式会社、株式会社佐藤建設、有限会社北海技建工業、加藤建設株式会社、株式会社大野建設、株式会社萬和建設の 6 者によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、6,739 万 2,000 円をもちまして株式会社萬和建設が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町本町 4 番地 4、株式会社萬和建設、代表取締役萬昌幸氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成 30 年 10 月 9 日までの予定であります。

次に、議案説明資料の 9 ページの配置図をごらんください。

8 号棟の建設位置につきましては、議案第 41 号における 7 号棟の南側になります。

また、8 号棟に係る建設工事の概要等につきましては、議案第 41 号の 7 号棟と同様の内容であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[教育長の任命]

○議長（芳滝 仁） 日程第 9、議案第 43 号、教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第 43 号、教育長の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、田村修一教育長が 5 月 11 日をもって任期満了となりますことから、その後任として菅野勇次氏を任命いたしたく、同意を求めるものであります。

田村教育長におかれましては、任期中、本町教育行政の振興に多大なるご尽力をいただきましたことに、心よりお礼を申し上げます。

なお、菅野勇次氏の経歴などにつきましては、議案説明資料 12 ページに記載しておりますので、ご参照いただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、採決は、電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、表決を行います。

本件は、原案を可とすることに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタ

ンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。
押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（芳滝 仁） なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

11:31 休憩

11:31 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩を解いて、再開いたします。

[教育長就任挨拶]

○議長（芳滝 仁） ここで、ただいま教育長に任命されました菅野勇次経済部長より発言を求められておりますので、これを許します。

菅野勇次経済部長。

○経済部長（菅野勇次） お許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げたいと思います。

ただいま教育長の任命につきましてご同意をいただき、まことにありがとうございます。改めて、その職責の重さに身の引き締まる思いでいっぱいであります。

本町の教育におきましては、高校の再編や小中一貫教育の推進など、なすべきことは多々あるかと思っておりますけれども、「『生きる力』を育む学校教育の推進」「豊かな人生を育む生涯学習の推進」に向けて、一步一步着実に前進してまいりたいというふうに考えております。

もとより微力でありますけれども、幕別町の教育振興のために誠心誠意尽くしてまいる所存でありますので、皆様方の変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

[教育長退任挨拶]

○議長（芳滝 仁） ここで、田村修一教育長より発言の申し出がありますので、これを許します。

田村修一教育長。

○教育長（田村修一） 議長のお許しをいただきましたので、退任に当たりまして一言お礼の言葉を申し上げたいと思います。

昭和 55 年 4 月に幕別町職員として奉職し、以来 38 年余り、多くの皆さんに支えていただきました。平成 27 年 5 月には教育長として任命同意をいただき、飯田町長の「子どもたちを育ててみたいと思えるまちづくり」、このテーマ実現のため、全ては子供たちのためにという思いで、これまで務めさせていただきました。この間、多くの町民の皆様方、また、とりわけ議長をはじめ議員の皆様方のご理解、ご指導、ご支援を賜りましたことを感謝申し上げる次第でございます。

また、飯田町長、職員、関係者の皆様方など、多くの皆様方に支えていただいたおかげとっております。重ねて感謝する次第でございます。

今後は一町民として、微力ではありますが、まちづくりのお手伝いをさせていただきたいと思っております。

最後になりますが、今後とも町行政と議会がそれぞれの役割を十分に発揮していただき、幕別町がますます発展することをご祈念申し上げまして、退任の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（芳滝 仁） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもって、平成30年第2回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

11：35 閉会